

鏡野中学校 P T A 細則

〈 役員 の 選 出 〉

※会長・副会長・会計の候補者の選出の方法

・鏡野町中学校区を次の4ブロックに分け、各ブロックから1名を会長・副会長・会計の候補者として選出する。

Aブロック（南） Bブロック（大野） Cブロック（鶴喜・香々美・香北）
Dブロック（奥津・上齋原・富）

- 会 長 候補者の中から1名を選出する。
- 副会長 候補者の中から2名を選出する。 職員より1名を選出する。
- 会 計 候補者の中から1名を選出する。 職員より1名を選出する
※副会長、会計の中から、苫田郡PTA研修部への参加代表1名を選出する。
- 監 事 監事2名は保護者とする。原則、前年度の執行部より選出する。
- 理 事 地区理事保護者12名、学級代表保護者12名(各学年4学級×3)、職員代表者4名(保健安全部、文化教育部 担当各2名)の合計28名 定数とする。但し、その年度の学級数、地区代表と学級代表を兼ねる者の人数によって、定数に若干の変動がある。

【注】学級代表保護者の人数→各学年とも4学級編成として算出している

[地区理事の定数]

香北・香々美地区1名 / 大野地区3名 / 南(芳野・郷)地区5名(芳野3名、郷2名)
鶴喜(小田・中谷)地区2名 / 奥津・上齋原・富地区1名

*なお、各地区の事情により、地区代表理事は各地区に連絡委員を任命できる。連絡委員は地区代表理事のサポート(交通当番表作成、次年度役員選出補助等)を行うが、理事会への参加はできない。

■学級PTA

学級PTAには学級PTA委員長の他に、若干名の学級役員を置くことができる。

- 会 費 一世帯、年間3,000円(一月250円)とし、1学期と2学期に1,500円を徴収する。なお、転出・転入があった場合は月額250円として、PTA会費を返金または集金する。今後、特段の事情がある場合は、PTA理事会の承認を受けて、会費の減額を行う。

◎細則の改正は、理事会の決議による。

《付則》

- ・この細則は、一部を修正し、平成29年4月22日より実施する。

- ・この細則は、一部を修正し、平成29年10月5日より実施する。
- ・この細則は、一部を修正し、平成31年4月27日より実施する。
- ・この細則は、一部を修正し、令和元年7月12日より実施する。
- ・この細則は、一部を修正し、令和4年4月23日より実施する。
- ・この細則は、一部を修正し、令和4年11月11日より実施する。
- ・この細則は、一部を修正し、令和6年2月15日より実施する。